

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

取締役会および取締役・執行役員・連結子会社の長で構成する経営会議で情報を共有化し、具体的職務執行を監督しています。常勤の監査等委員も諸会議に出席し、業務執行に対する監査が有効に行われるよう努めています。

また、2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき、経営内容の透明性を高めるため、適時情報開示に努めるとともに、積極的なIR活動を実施することによって、株主をはじめステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションを推進していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則3-1、サステナビリティについての情報開示の充実】

中期経営計画において、持続的な成長のためのサステナビリティ等への取組指針を記載しております。また、ホームページのサステナビリティページで当社のSDGsの取り組みに関して紹介するとともに、その他の開示情報の充実に努めております。事業活動から生じる環境に関する情報、気候変動に係る事業に与える影響に関しては、現在データの収集などを進め、サステナビリティ報告書（仮称）による開示を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【補充原則1-2】

当社は、2018年株主総会より電子化による議決権行使も可能になりました。2021年株主総会からは機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームの利用も可能となりました。2022年株主総会からは、英文での招集通知に対応しました。

【原則1-4.政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化や事業運営上の必要性その他の理由を勘案し、中長期的に見て企業価値の向上に資すると判断した場合に、政策保有株式を取得し、保有します。また、取引の経済合理性を十分に検証したうえで、取引を継続し、会社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。

2. 毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有目的(旧:保有の適否を検証した内容に関しては、)の開示を行います。また、重要度が低下している場合は、株式市場の動向を見ながら売却します。政策保有株式に係る議決権の行使については、具体的な基準に沿った対応を行います。

3. 当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げることもなく、また、取引の縮減を示唆する行為なども行いません。

4. 政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するために、以下の基準に沿った対応を行います。

(1) 議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値の向上に資するか否かを判断します。

(2) 継続的に投資収益が著しく低い企業で、業務不振が続いており、改善傾向にない場合、また反社会的行為や法令違反が見られた取締役等には反対票を投じます。

(3) 株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案のいずれに対しても反対します。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社取締役その他の関連当事者との取引は、事前に、取締役会の承認を受けてから行い、また毎事業年度初めに、関連当事者との取引の有無を調査し、既存取引については、継続の必要性について、取締役会にて確認しております。また、これら関連当事者との取引を管理する手順を、関連当事者取引管理規程として定めています。

【補充原則2-4】

当社HP(サステナビリティページ)において、女性活躍推進に関する取り組み内容のほか、配置・育成・教育訓練・登用などの人材育成方針、目標とスケジュールを開示しています。また、働き方の見直しや、労働環境条件の整備を進めています。中途採用者については管理職等へ積極的に登用しております。子会社では外国人を役員として登用しております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しております。運用の目標が十分達成できているか、必要に応じた資産構成の見直しが行われているか、利益相反が適切に管理されているか等を、社内専門部門がモニタリングを行い、確定給付企業年金に係わる業務概況については、年に一回、開示しています。また、運用機関からは定期的に報告を受けるとともに、スタンスに変化がないかを確認の上、建設的な対話を通じ、スチュワードシップ活動をモニタリングし、課題の改善に向けた取組を促しています。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「限りなき進歩と創造」を社是に、企業としての売上・利益といった「経済的価値」と、社会の一員としてその責任を果たすという「社会的価値」を、バランスよく向上させ、「企業品質価値」を高めていくことによって、広く社会から信頼される企業を目指しております。

当社の当面の経営戦略は、ライフサイエンス事業では海外拠点のネットワークを活用したグローバル化や新たな成長分野への製品開発、電子材料および機能性化学品事業においては半導体の高度化に対応する製品開発や新分野への製品開発、および会社としてさらに新しい分野への進出を図るべく、経営資源の積極的投資を考えていきます。

当社の経営戦略・経営計画は招集通知「対処すべき課題」に概要を記載しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本方針については、その概要をコーポレートガバナンス報告書に記載し、個々の対応はコーポレートガバナンスガイドラインに示しております。コーポレートガバナンスガイドラインは、当社ホームページに開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
取締役(監査等委員である取締役を含む)の報酬等については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、人事報酬諮問委員会で議論の上、独立社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うにあたっての方針と手続き
当社の取締役候補を選任する方針としては、取締役会全体として必要とされる知識や経験のバランスを考慮しつつ、法令や企業倫理の遵守に徹する見識を根拠として指名することにしております。
監査等委員である取締役候補についても、財務・会計や法令に関する知見・知識、当社事業や企業経営に関する知見・知識などから、取締役会としての全体のバランスを考慮して指名しております。
選解任においては、代表取締役および管理本部長が検討し、取締役会として指名又は解任理由と経緯等を説明の上、半数の独立社外取締役を含む人事報酬諮問委員会に諮問します。人事報酬諮問委員会は、その独立的な立場から、客観的な審議を経て、取締役会に答申し、取締役会では人事報酬諮問委員会での答申内容を審議後、決議により選解任します。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社は、役員候補者の選解任に際し、各役員候補者の経歴、選解任理由を、招集通知「株主総会 参考書類」に開示しております。

【補充原則3-1】

当社は、合理的な範囲において英語での情報開示・提供を進めており、四半期開示はじめ必要とされる情報について、英文化を実施しています。

【補充原則4-1】

当社は、取締役会規程および取締役会決議基準を定め、法令に準拠して取締役会で審議する事項を定めています。また、取締役会にて基本的事項または重要事項のみを決定した場合には、その細目は代表取締役が決定する、と取締役会規程に定めています。
当社はこれらに基づき、「職務権限規程」を定め、経営陣に委ねる範囲を明確にしています。

【補充原則4-2】

サステナビリティ基本方針を制定し公表いたしました。また同時に、取締役会監督のもと企画開発室担当取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、その取組み方針や目標の設定、進捗管理・施策の審議等をおこないます。

<サステナビリティ基本方針>

当社は、グローバルニッチトップ企業のフロントランナーとして、その応用性と技術力で人々の暮らしの多様なシーンにおいて活躍し続けています。食品をはじめとする各産業界に貢献する果実酸とその誘導体、これからの社会における半導体産業に不可欠なシリカ関係製品群を提供し、未来に向け発展的な基盤を築いています。社是「限りなき進歩と創造」により取り組んできた絶え間なき向上心をもとに持続的的社会に貢献し、これからも永続的な企業価値の向上をはかってまいります。

【原則 4-8.独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役の構成は、2022年第65期定時株主総会終了時点で、取締役10名のうち4名が独立社外取締役となっております。

【補充原則4-8】

当社は支配株主又はその他の関係会社を有しておりません。

【原則 4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を満たしており、かつ、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれが無く、客観的な立場で会社のガバナンス強化に貢献できることを、独立性の判断基準としております。
当社は、この判断基準に従い、独立社外取締役4名を独立役員として選任しています。

【補充原則4-10】

当社は指名(後継者計画を含む)・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役による人事報酬諮問委員会を設置しています。人事報酬諮問委員会は独立性を保ち、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討を行ない取締役会に答申しております。

【補充原則4-11】

当社は、取締役を選任するにあたり、法律遵守は勿論のこと高い道徳性を有すること、取締役としての職責に対する理解と果たす意識があること、を前提としています。当社がライフサイエンス事業および電子材料事業を展開していることに鑑み、これらの事業活動についての知見を有している社内取締役と企業経営や財務的、法務的な見識その他を持つ社外取締役から取締役会を構成することを基本としています。また、活発な討議と迅速な意思決定を実現するため、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は10名以内、監査等委員である取締役を7名以内と定款に定めております。なお、当社の取締役会は女性2名を含む10名で構成されております。また候補者は、上記の条件に鑑みて代表取締役および管理本部長が検討の上推薦し、人事報酬諮問委員会の答申により、独立社外取締役を含む全社外取締役が出席する取締役会の承認を受けて選任します。また、取締役の選任理由ならびに有するスキル等に関しては、株主総会招集通知にて開示しております。本報告書に取締役スキルマトリックスを掲載しております。

【補充原則4-11】

当社の全ての取締役の主要な兼職状況は、毎年、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に記載されております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の機能・実効性の向上を図ることを目的として、取締役会の全メンバーに自己評価を実施し、取締役会評価の分析・内容を取締役会へ報告しております。また、その評価結果は、当社ホームページに開示しております。2021年度取締役会評価においては、当社取締役会は適切に機能しており、取締役会の実効性が確保されているとの評価結果が出ております。今回の評価を踏まえ、今後も毎年度、取締役会評価を実施し、取締役会全体の実効性を更に高めていく取り組みを行ってまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役に対し、取締役として必要な知識の習得を目的として、法的知識、コンプライアンス、ガバナンス、財務会計に関する知識、当社の属する業界、当社工場・工場に関する研修を行うものとします。なお、これらのトレーニングは、主として外部の研修やセミナーを利用し、工場見学や業界知識については、社内でおこなうものとします。また、外部研修等の費用は、当社が負担するものとします。

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、管理本部長を情報取扱責任者とし、管理本部内にIR・広報室を設置しています。必要な情報については管理本部が中心になり、各部から必要な情報を収集しております。また、開示にあたっては、インサイダー情報に抵触しないように配慮しております。株主や投資家に対しては、半期ごとに決算説明会を開催するとともに、投資家訪問を行っております。また、株主や投資家から個別に対話の申し入れがあった場合には、IR・広報室が対応します。株主や投資家から寄せられた、懸念事項その他については、管理本部長が取りまとめ、取締役会に反映しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社寿世堂	5,596,265	15.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,547,000	10.06
帝國製菓株式会社	3,328,000	9.44
赤澤庄三	3,085,965	8.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,312,400	6.56
大阪中小企業投資育成株式会社	1,490,625	4.23
有限会社帝産	1,375,000	3.90
株式会社日本触媒	1,186,500	3.37
JP MORGAN CHASE BANK 385174	651,300	1.85
株式会社百十四銀行	596,400	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
百嶋 計	その他													
木下 善樹	弁護士													
平田 文明	他の会社の出身者													
江黒 早耶香	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
百嶋 計				<p>財務省等で要職を歴任しており、税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、その有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役といたしました。</p> <p><独立役員の指定理由> 東証の独立性判断基準にも合致しており、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。</p>
木下 善樹				<p>弁護士としての高度な専門知識および経営に対する高い見識を有しており、幅広い見地を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、監査等委員としてその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役といたしました。</p> <p><独立役員の指定理由> 東証の独立性判断基準にも合致しており、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。</p>
平田 文明				<p>化学品業界での豊富な経営の経験と幅広い見識を有しており、当社が展開する事業について専門的な知識を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、監査等委員としてその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役といたしました。</p> <p><独立役員の指定理由> 東証の独立性判断基準にも合致しており、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。</p>
江黒 早耶香				<p>弁護士としての専門知識および国際的なビジネスに関する知見を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、監査等委員としてその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、新たに監査等委員である社外取締役といたしました。</p> <p><独立役員の指定理由> 東証の独立性判断基準にも合致しており、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の監査等委員は監査等委員会専属であり、業務執行取締役からは独立しており、当該取締役及び使用人による監査等委員会の職務の補助に関しては、業務執行取締役の指揮命令権は及びません。また、監査等委員がその役割・責務を果たすために、当社が提供した情報に加えて、追加の情報を必要とする場合には、秘書室・管理本部等が窓口となり、社内関係部門から情報を収集する体制になっています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員会や経理部門、内部監査部門は、外部会計監査人に積極的に連携し、外部会計監査人の監査日程や監査体制の確保に努め、適正な監査の実行を確保しています。当社監査等委員会は、外部会計監査人との面談や監査報告書等を通じて、外部会計監査人の職務の遂行状況を把握し、評価を行っております。また外部会計監査人の監査後に、監査等委員会が指針に基づき、評価しています。

- (1) 外部会計監査人と年度初めに協議を行い、監査スケジュールを策定しています。また監査スケジュールの進捗状況に合わせて、外部会計監査人と関連部門が随時協議を行い、監査日程を増やすなどして、十分な監査時間が確保されるようにしています。
- (2) 監査スケジュール策定時の要請を含め、外部会計監査人から希望があった場合には、代表取締役や業務執行取締役との面談時間を確保しています。
- (3) 外部会計監査人は、監査スケジュールにて定めた定期的な監査結果報告会にて、監査等委員である取締役、経理部門及び内部監査部門と連携しているのみならず、その監査業務の遂行中に随時監査等委員である取締役や内部監査部門と面談を行い、連携を取っております。
- (4) 外部会計監査人が不備・不正を指摘した場合には、管理本部長により取締役会に報告され、当該業務を管掌する取締役を中心として是正を行い、取締役会へ報告する体制となっております。是正の妥当性や有効性の確認については、監査等委員である取締役や内部監査部門が行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	5	3	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	5	3	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社の人事報酬諮問委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っている、一つの任意設置委員会です。経営幹部の選解任や、報酬制度の設計・報酬額の決定に関する検討にあたり、社内外取締役からなる人事報酬諮問委員会の適切な関与・助言を得ています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

・業績連動賞与とその算定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く、以下本項目では「取締役」という。)の業績連動賞与の算定方法については、監査等委員会が適正と認められた旨を記載した書面を受領しております。業績連動賞与は、定時株主総会終了後に算定し支給しています。取締役の業績連動賞与の算定方法は、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、取締役のその他の賞与の額は、当期の業績のほか、各取締役の貢献度等を総合的に勘案して、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長杉田真一氏へ一任することを決定しております。

・業績連動賞与の指標と算定方法

取締役賞与計上前の連結税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.02538%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しています(1万円未満切捨て)。ただし、基準額の上限値は6,240千円とし、取締役賞与計上前の連結税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が164億円未満の場合には、業績連動賞与を支給しません。

・業績連動賞与に係る指標の選定理由

当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としています。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「連結税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、連結税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。

・株式報酬型ストックオプションなど非金銭報酬等はありません。

・取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査等委員に支払った報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く) 7名 304百万円

取締役(監査等委員) 5名 42百万円

(注) 使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。

・役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項目では「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、独立社外取締役を委員長とした人事報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬は、人事報酬諮問委員会に報酬内容を諮問し、答申を受けております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや人事報酬諮問委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・報酬限度額

当社の取締役の報酬につきましては、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会での決議により、取締役は10名以内で、その限度額は年額700百万円(うち社外取締役分年額100百万円)です。

・報酬の割合

取締役の報酬につきましては、月例報酬である基本報酬(定期同額給与)と取締役賞与によって構成されています。取締役賞与は業績連動賞与とその他賞与とからなり、合わせて各役職の年間報酬額の3~5割を基準としております。社外取締役の報酬は、月額報酬である基本報酬で構成されており、原則として取締役賞与の支給はありません。

・基本報酬(定期同額給与)

取締役の基本報酬額は、各取締役の役割・期待値等を総合的に勘案し、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長杉田真一氏へ一任することを決定しております。基本報酬は、役職ごとに月額基本報酬の中心となる金額を定め、その金額を中心に上下20%までに調整幅を制限しております。

・業績連動賞与等については、【インセンティブ関係】取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況の該当項目に関する補足説明に記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を含む)は、毎月開催される取締役会に出席するほか、事業所、工場等を訪問し、現場の状況の視察、現場幹部との接触により、実態把握に努めています。また、社外取締役の指示や依頼については、秘書室や管理本部が受け、関係部門との調整を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
赤澤庄三	ファウンダ 名 誉会長	経営全般に関する助言のほか、主要取引先や業界内での社外活動等	非常勤 報酬有	2011/06/24	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員会への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行の目的は、取締役の職務の執行を監査・監督する機関を監査等委員会へ移行することが、取締役の職務の執行に対する監督機能の実効性を高め、当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」といいます。)のコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることが出来ると考えたためです。また、今後、取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することを可能にすることで、より迅速な経営の意思決定が実現し、業務執行の機動性を向上させることが期待できます。

1. 会社の機関の内容

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役は除く。)7名と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されております。取締役会において、取締役会規程で定められた事項や経営の基本方針等の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

なお、取締役会の任意の諮問機関として人事報酬諮問委員会を設置しております。人事報酬諮問委員会では、取締役の人事および報酬等に係る事項について、取締役会の諮問を受けて審議を行い、その結果を取締役会へ答申しております。人事報酬諮問委員会では、独立社外取締役が委員長に就くことが規程で定められており、これにより、独立社外取締役の適切な関与・助言が得られ、取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図っております。

また、常勤の取締役(監査等委員である取締役は除く。)6名と常勤の監査等委員である取締役1名で構成される常務会を原則として毎月1回開催するほか、常務会出席者に執行役員・グループ会社社長等の幹部社員を加えた経営会議を原則3ヵ月に1回開催しております。常務会および経営会議において、当社グループの業務の執行の状況について報告を受けるとともに、多面的かつ慎重な審議・迅速な意思決定を行うことで、当社グ

ループ全体の監督を行っております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されております。監査等委員会において、取締役の職務の執行の適法性のみならず、妥当性の監査も実施しております。

2. 内部監査、監査等委員会による監査の状況

内部監査を行う組織は、内部監査室が業務執行部門から独立した専任組織として設置されており、人員は3名となっております。内部監査室は、当社グループを対象にした業務監査、会計監査および代表取締役特命による調査の実施等を行うほか、監査等委員会の事務局等の業務も担当しています。

監査等委員会による監査については、常勤の監査等委員である取締役が中心となって取締役会、常務会、経営会議にすべて出席するほか、重要な議案については担当取締役から報告を受けるなどして、業務の執行の状況を確認しています。また、監査等委員会において定める監査の方針、監査計画等に基づき、監査を実施しています。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、2018年6月22日より、取締役の職務の執行を監査・監督する機関を、監査役(監査役会)に代わり、監査等委員会に移しました。これにより、取締役の職務の執行に対する監督機能の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることが出来るかと考えております。また、今後、取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することを可能にすることで、より迅速な経営的意思決定が実現し、業務執行の機動性を向上させることが期待できます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前までに、招集通知の早期発送ができるように努めております。また、遅くとも招集通知の発送日の数日前には、WEBへの開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	6月最終週の集中日は回避して、集中日前週での開催に努めている。
電磁的方法による議決権の行使	2018年の株主総会より、電磁的方法による、議決権行使も可能になりました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2018年株主総会より電子化による議決権行使も可能になりました。2021年定時株主総会からは議決権電子行使プラットフォームの利用が可能となりました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、2022年株主総会より招集通知(要約)について、英文での提供を開始いたしました。
その他	電子提供制度へ対応するために、2022年株主総会で定款を変更致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催(中間・決算)	あり
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース(随時)、決算短信(年4回)、有価証券報告書・四半期報告書(年4回)、事業報告書(年2回)、決算説明会資料(年2回)を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	2020年7月1日より管理本部内に、IR・広報室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2018年1月に「行動規範」を更新し、第2章で「ステークホルダーとの関係」に関する規定を定めています。また、詳細は当社ホームページに開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	詳細は当社ホームページに開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	扶桑化学工業グループの行動規範の2 - 8 株主・投資家との関係とにおいて、「ステークホルダーから十分な信頼が得られるよう、企業情報の適時適切な開示をおこないます。」と定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2018年6月22日に監査等委員会設置会社移行にあたり、当社及び当社グループ会社の内部統制システムの基本方針を以下のように定め、維持しています。

I. 内部統制システム整備のための基本方針

- (1) 事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めます。
- (2) 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します。
- (3) 事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します。
- (4) 資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ります。
- (5) 上記の目的を達成するため、適切な情報処理技術を活用します。

II. 業務の適正を確保するための体制

1. 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令規則及び社会通念等を遵守した行動をとるための「扶桑化学グループの行動規範」を定め、当社及び当社グループ会社の取締役および使用人に対し周知、啓発を図ります。
 - (2) 「内部統制基本規程」を定め、当社および当社グループ会社の財務報告の信頼性を確保するための体制を整備、充実させ、内部統制の実施、評価、是正等を適切に運営します。
 - (3) 当社は、代表取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス体制に係る取り組みについて統括します。
 - (4) 当社の内部監査部門は、定期的に社内各部門および当社グループ会社の業務運営の適正性及び妥当性について監査します。また、当社の監査等委員会は、内部統制システムを通じて独立して、取締役の職務の執行状況および各部門の業務運営の状況を監査します。
 - (5) 当社は、当社および当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する問題を早期に発見、又は予防するために、当社内および当社外に内部通報窓口を設置します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内「文書管理規程」に則り、文書に記録したうえで、各業務担当部署または総務部で適正な保存・管理を行うとともに、取締役および監査等委員ならびに補助使用人は、常時、これらの文書を閲覧できる体制を確保しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントに関する規程を定め、当社および当社グループ会社の業務運営上、経営戦略上のリスクに対応した管理体制を確保します。
- (2) 大規模災害等に備えた事業継続計画を定め、危機発生時の体制、情報伝達、意思決定の方法等を明確にすることにより、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期に行う取締役会および必要に応じて行う臨時取締役会にて、経営に関する重要事項について審議、議決し、また取締役の業務の執行状況の監督を行っています。
- (2) 「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」にて、業務執行に関して各職位が分掌する職務権限とその行使の手続きを明確にします。
- (3) 当社は、毎年度末に常勤取締役、各部門責任者および当社グループ会社代表による会合を持ち、年度経営方針及び年度経営計画を定めています。
- (4) 社内各部門および当社グループ会社は、その経営計画の進捗状況や業務の遂行状況等を定期的に取締役会に報告しています。

5. 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「扶桑化学グループの行動規範」を当社および当社グループ会社全体に展開し、当社グループ全体としての理念・目標を明確化します。
- (2) 「関係会社管理規程」を定め、これに基づき業務を運営することにより、当社グループ会社の意思決定を尊重するとともに、当社グループ全体としての業務の適正性を確保します。
- (3) 当社は、当社の会計監査人と海外関連会社の会計監査人の情報連携を確立します。
- (4) 会計監査人、内部監査部門、監査等委員会の三者連携によるグループ連結監査体制を強化します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 内部監査室(又はこれに類する機能を持つ部署)に監査等委員会の事務局を兼務させ、また同室の室員を監査等委員による監査の補助使用人とします。
7. 前項の補助使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、および当該補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 (1) 当該補助使用人の人事評価、人事異動、賞罰に関しては、監査等委員会の同意を受けたくて、これを行います。
 (2) 当該補助使用人が監査等委員から指示された職務を遂行するにあたっては、監査等委員の指揮命令下に置くものとし、監査等委員でない取締役に報告する義務はありません。また、補助使用人が他の業務を兼務している場合には、監査等委員の指示が優先します。
8. 取締役および使用人が当社の監査等委員に報告するための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 (1) 当社の監査等委員及び補助使用人は、当社および当社グループ会社で開催される重要な会議へ参加し、議事録を閲覧することができます。
 (2) 当社の監査等委員及び補助使用人は、必要に応じて、当社の取締役、使用人および当社グループ会社の経営を執行する者等から、当該グループ会社に関する課題、リスク等を直接聴取することができます。
 (3) 当社が社内を設置した内部通報制度で受けた通報は、遅滞なく監査等委員及び補助使用人に通報します。
 (4) 上記に基づき、報告または通報を行った当社または当社グループ会社の取締役および使用人に対しては、不利益な取り扱いは行いません。
9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 監査等委員および補助使用人が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、所定の手続きに則り、速やかに当該費用または債務を処理します。
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、当社および当社グループ会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換をします。
 (2) 監査等委員及び補助使用人は、当社および当社グループ会社で開催される重要会議へ出席し、意見を述べるすることができます。
 (3) 当社および当社グループ会社の重要稟議書は当社の監査等委員及び補助使用人に回付します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
 当社は、反社会的勢力が、従業員および株主を含めた企業全般に多大な被害を及ぼす可能性のある組織であるという認識のもと、反社会的勢力との関係遮断が不可欠であると認識しております。そのため、当社では、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、会社全体として対応する体制について定めております。また、同規程を2018年2月に改定し、反社会的勢力の排除体制の強化に努めております。
2. 対応統括部署
 当社の総務部長を統括責任者とし、さらに、各部署において実施責任者を定め、反社会的勢力に会社全体で対応しております。
3. 外部の専門機関との連携状況
 当社は大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会にて開催される講演、研修会等に参加し、情報収集を行っております。また、顧問弁護士や所轄警察とも適時連絡を取っております。
4. 研修活動の実施状況
 大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会開催の研修会等に適時参加し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況

1. 方針
 「扶桑化学工業グループの行動規範」の2-8 株主、投資家との関係において、「ステークホルダーから十分な信頼を得られるよう、企業情報の適時適切な開示を行います。」と定めております。
 この規範に基づき、それぞれの担当部門において、子会社を含む会社業務に関する情報(決定事実、発生事実、決算に関する情報等)の適時かつ正確な把握を行い、投資家等および金融商品取引所に対して適時適切な情報開示を行うよう努めております。また、適時適切な情報開示を行うにあたり、重要な事項は取締役会に付議することとしております。

2. 社内体制

東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づき行う会社情報の取扱に関し、情報取扱責任者および情報開示責任者をそれぞれ任命し、適時開示に際しては、社内規程に照らして承認権限を持つものによる決裁をえて実施することとしております。

適時開示担当組織(担当部門及び人員数等)の状況

情報取扱責任者：管理本部長

情報開示責任者：管理本部 担当部門長

担当部門名：総務部、人事部、財務経理部、IR・広報室

担当人員：IR・広報室 4名(うち兼任2名)

*なお、適時開示手続については、参考資料「模式図」をご覧ください。

3. 方法

当社は、管理本部長を「情報取扱責任者」に指名し、会社情報の種類に応じて開示を行っております。決算情報および決定事実につきましては、各事業部長及び関係会社社長から提出された資料に基づき、開示の要否を確認し、取締役会に付議されます。その後、取締役会にて決議された情報は、情報開示担当部門が、「有価証券上場規程」に基づいて、東京証券取引所所管の「TDnet(適時開示情報伝達システム)」を利用し、決議後速やかに開示がなされる体制となっております。また、発生事実につきましては、突発的に発生した情報を各事業部及び関係会社が入手した場合は、「情報取扱責任者」である管理本部長に速やかに報告されます。さらに管理本部長より、情報の重要性に鑑みて、社長、各取締役、関係各部門に情報が報告され、情報開示担当部門が、「有価証券上場規程」に基づいて、発生事実による開示の要否を確認し、必要がある場合には、TDnetを利用し、東京証券取引所に速やかに開示がなされる体制となっております。

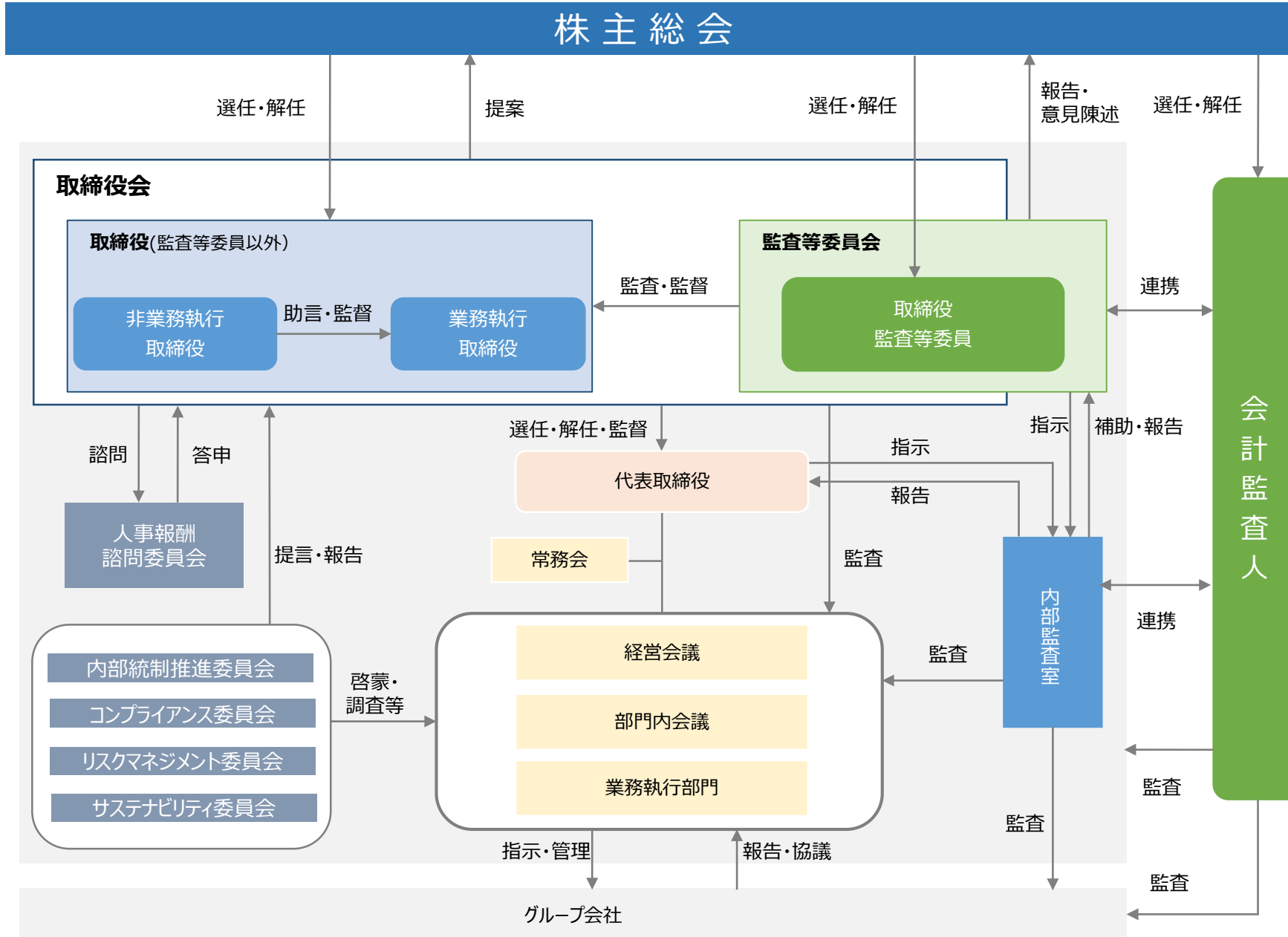
TDnetで開示した適時開示情報については、当社ホームページにも速やかに掲載し、企業情報の透明性を積極的に確保しております。さらに適時開示事項に該当しない情報においても、投資家の皆様の当社に対する理解を深めていただくための有効な情報につきましては随時掲載しております。

<取締役スキルマトリックス>

☆氏名欄(※)は新任、委員会欄の(◎)は委員長

氏名	会社における地位	社外	独立	委員会		取締役の主なスキル・経験等							
				監査等	人事報酬諮問	企業経営	サステナビリティ・ESG	技術研究製造	営業マーケティング	グローバルビジネス	財務会計	人事労務	法務・リスクマネジメント
藤岡 実佐子	代表取締役会長					●	●					●	●
杉田 真一	代表取締役社長					●		●	●		●	●	
政氏 晴生	専務取締役					●		●	●				
谷村 隆史	専務取締役					●		●		●			
梶本 源樹	取締役							●	●	●			
藤岡 篤	取締役					●	●			●			
百嶋 計 (※)	取締役	○	○			●					●		●
木下 善樹	取締役監査等委員	○	○	◎	◎		●					●	●
平田 文明	取締役監査等委員	○	○	○	○	●		●	●				
江黒 早耶香 (※)	取締役監査等委員	○	○	○	○		●			●		●	●

<コーポレートガバナンス体制>



<適時開示体制>

